

川辺町地域防災計画 資料集

資料集の構成

- ・はじめに

組織図、参集基準と配備人員、事務分掌などを示したもの

- ・災害対応マニュアル編

地域防災計画の災害警戒・対策に示される災害対応業務を具体的に示したもの

- ・資料編

災害対応業務を遂行するうえで参照すべき資料や必要となるリストなどをとりまとめたもの

- ・様式編

災害対応業務を遂行するうえで必要となる文書様式をとりまとめたもの

はじめに

- 1. 災害警戒本部・災害対策本部の本部長及び各級責任者及び参集基準 1
- 2. 組織図 2
 - (1) 第1次配備の組織図 2
 - (2) 第2次配備の組織図 2
 - (3) 第3次配備の組織図 3
 - (4) 緊急初動体制 3
 - (5) 組織体制・所属部門等一覧 4
- 3. 災害警戒本部・災害対策本部の事務分掌 11
- 4. 防災機関の事務又は業務の大綱 20
 - (1) 町 20
 - (2) 県 20
 - (3) その他 21

災害対応マニュアル編

第3編＜災害警戒・対策編＞

第1章 災害対応体制の構築

- 本部運用・職員動員（風水害） M- 1
- 本部運用・職員動員（地震） M- 3
- 本部運用・職員動員（原子力災害） M- 5
- 本部運用・職員動員（突発事故等） M- 7
- 要員の動員・確保 M- 9
- 気象情報等の伝達 M-10
- 東海地震に関連する情報発表時の対策 M-11
- 災害情報の収集・伝達 M-13
- 災害通信手段の確保 M-18
- 災害広報 M-19
- 災害応援要請（技術者の強制従事含む） M-20
- 自衛隊の災害派遣要請 M-22
- 広域応援要請（県防災ヘリコプター応援要請、災害支援協定含む） M-24
- 輸送確保 M-25
- ボランティア活動 M-27

第2章 災害防除

- 事前措置 M-28
- 火災対策 M-29
- 水防対策 M-31
- 雪害対策 M-32
- 被災者救出 M-33
- 避難 M-35

第3章 都市機能の維持及び応急復旧

- 道路交通対策 M-37
- 河川施設等対策 M-39

ライフライン施設の応急対策	M-40
応急教育対策	M-42
学校保健の対策	M-44
文化財・その他文教関係の対策	M-45
その他公共施設等対策	M-46
防疫・保健衛生対策	M-47
廃棄物・し尿処理対策	M-49
遺体の捜索、処理及び埋葬	M-51
産業応急対策（危険物施設等）	M-53
第4章 被災者対策	
医療・助産	M-54
保健活動、精神保健対策	M-57
避難行動要支援者対策	M-59
食料供給	M-61
給水	M-64
生活必需物資供給	M-66
学用品支給	M-68
災害義援金品の募集・配分	M-70
罹災者の応急救助手続き等	M-71
応急住宅対策	M-72
建築物等安全対策	M-74
愛玩動物等対策	M-75

第4編＜災害復旧・復興編＞

第2章 被災者の生活再建

生活支援	M-76
災害援護資金等貸与	M-78

資料編

第1編＜総則編＞

第1章 地域防災計画の目的及び位置づけ

川辺町防災会議条例	S- 1
川辺町防災会議委員	S- 3

第3章 計画の前提条件

川辺町及び周辺地域の災害履歴	S- 4
東海・東南海・南海地震等被害想定調査結果	S- 6

第2編＜災害予防編＞

第3章 災害対応能力の充実

避難行動要支援者名簿の作成に関する事項	S- 7
---------------------	------

第3編＜災害警戒・対策編＞

第1章 災害対応体制の構築

災害救助法による基準等	S-9
災害救助法適用基準	S-10
強制従事命令による要員確保	S-11
気象情報等の伝達系統	S-12
気象予報等の発表基準	S-13
東海地震に関連する情報	S-17
東海地震に関連する情報発令時の広報事項	S-17
事前避難体制	S-18
東海地震に関する情報発令時の消防対策措置	S-18
東海地震に関する情報発令時の水防予防措置	S-18
病院（診療所）防災措置	S-19
被害状況の調査機関	S-20
被害状況等の報告系統	S-21
調査報告の種別	S-21
調査報告を要する災害の規模	S-21
住家等一般被害状況の判定基準	S-22
商工業施設被害の調査、計上の留意事項	S-23
観光施設被害の調査、計上の留意事項	S-23
農地等の被害区分	S-23
林業の被害状況調査方法	S-24
教育関係施設の被害程度判定及び用途別区分の基準等	S-24
利用可能な通信施設・方法	S-25
S31-04-20 岐阜県防災行政無線システム系統図	S-25
通信施設の利用調整	S-26
広報内容	S-27
災害警備広報	S-27
自衛隊派遣要請方法	S-28
自衛隊派遣要請の窓口	S-28
自衛隊の活動内容	S-29
自衛隊の救援活動に要した経費負担	S-29
自衛隊ヘリコプター派遣要請に関する留意事項	S-30
消防相互応援協定締結市町村	S-33
県防災ヘリコプター応援要請	S-33
関連業者との災害支援協定	S-34
庁用自動車一覧	S-36
輸送及び移送の範囲	S-37
費用の基準及び支払	S-37
災害時のボランティア活動	S-38
災害救援ボランティア概略図	S-38

第2章 災害防除

ため池一覧	S-39
火災警報発令基準	S-39
消防団出動計画	S-39

可茂消防事務組合	S-40
火災防御計画	S-41
火災報告の種別及び報告期限	S-43
消防信号	S-44
水防配備計画	S-45
水防資機材	S-45
非常警戒の巡回時の留意点	S-45
降雪・除雪等に関する情報の連絡系統	S-45
救出の対象者	S-46
災害救助法による被災者救出の実施基準	S-46
救助活動チーム	S-46
災害救助法による救助の種類と実施者	S-47
避難勧告・避難指示（緊急）実施責任者	S-48
避難時の服装、所持品等	S-48
避難上の留意点	S-49
機関相互の連絡系統	S-50
避難所一覧	S-51
避難所の受入期間	S-53
避難所状況の報告内容	S-53
災害救助法の適用基準	S-54
救助別の報告事項及び内訳	S-55
第3章 都市機能の維持及び応急復旧	
道路規制実施者	S-57
緊急通行車両に関する対策	S-57
水道施設の応急復旧目標期間	S-58
電力供給会社応急対策	S-58
電気通信事業者応急対策	S-59
授業実施のための校舎等施設の確保	S-60
校舎等施設確保のための応援要請事項	S-60
教育職員欠損時の確保方法	S-60
学校施設確保のための清掃等の実施	S-61
応急教育実施上の留意事項	S-61
学校保健対策計画	S-62
文化財一覧	S-63
施設機能の応急対策	S-64
感染症予防委員の選任	S-65
防疫業務の実施基準	S-66
ごみ収集運搬チームの編成	S-67
災害廃棄物の処理計画フロー図	S-67
町内のごみ、し尿運搬車台数	S-67
し尿処理運搬チームの編成	S-68
災害救助法による遺体捜索の実施基準	S-68
応援要請時に明示する事項	S-68
埋葬の実施の留意点	S-69
第4章 被災者対策	
県等における医療チームの編成	S-70

医療及び助産の救助対象者	S-70
医療・助産救助の実施基準	S-71
医療機関の対策と留意点	S-72
町内の医療機関一覧	S-72
医薬品等確保系統図	S-73
町内の薬局一覧	S-73
保健活動チームの編成	S-73
保健活動チームの活動内容	S-74
要配慮者対策	S-75
在宅の要配慮者対策	S-75
町備蓄倉庫と備蓄食料	S-76
米穀販売業者一覧	S-76
食品衛生上の留意点	S-76
炊き出しの実施基準	S-77
供給品目	S-78
給水目安量	S-79
給水実施基準	S-79
給水拠点箇所	S-79
給水用資機材	S-81
川辺町上下水道工事指定店一覧（町内）	S-81
生活必需物資の給与品目	S-82
物資の集積・給与場所	S-82
物資割当に関する注意事項	S-82
災害救助法による供給基準	S-83
学用品支給基準	S-84
確保すべき学用品	S-85
募集・配分に関する報道機関への公開内容	S-86
義援金品の募集配分基準	S-86
知事見舞金の支給基準	S-87
住宅確保等の種別及び順位（融資制度）	S-88
応急住宅に関するその他の計画	S-89
仮設住宅建設のための応援要請	S-90

第4編＜災害復旧・復興編＞

第1章 公共施設の復旧

激甚災害に係る財政援助措置の対象	S-91
------------------	------

第2章 被災者の生活再建

被災者生活再建支援制度について	S-92
支援金の支給額	S-93
災害援護資金の貸付条件	S-93
生活福祉資金の貸付条件	S-94
母子福祉資金、寡婦福祉資金の貸付条件	S-95
被災中小企業の自立支援対策	S-96
農業関係資金	S-96
林業関係資金	S-96

様式編

第2編＜災害予防編＞

第3章 災害対応能力の充実

避難行動要支援者名簿	F- 1
同意を得るための様式	F- 2

第3編＜災害警戒・対策編＞

第1章 災害対応体制の構築

火災気象通報	F- 3
非常通信用紙	F- 4
即時報告（災害速報）	F- 5
住家等一般被害状況等報告書	F- 6
住家等一般被害調査表	F- 7
社会福祉施設等被害状況等報告書	F- 8
社会福祉施設等被害調査表	F- 9
医療衛生施設被害状況等報告書	F-10
医療衛生施設被害状況報告書（水道施設）	F-11
商工業関係被害状況等報告書	F-12
観光施設被害状況等報告書	F-13
農業関係の被害状況等報告書(1)～(4)	F-14
林業関係の被害状況等報告書(1)～(9)	F-19
土木施設被害状況等報告書	F-29
都市施設被害状況報告書	F-31
教育・文化関係被害状況等報告書	F-32
町有財産被害状況等報告書	F-34
町有財産被害調査表	F-35
消防職団員活動状況報告書(概況・中間・確定)	F-36
総合被害状況調	F-37
法定被害状況報告書	F-38
労務者出役表	F-39
貸金台帳	F-40
救助日報	F-41
災害救助法による従事命令書	F-42
災害対策基本法による従事協力命令書	F-44
災害救助法による従事命令の取消命令書	F-45
災害対策基本法による従事協力命令の取消命令書	F-46
災害対策基本法による従事協力命令の変更命令書	F-47
強制従事者台帳	F-48
災害派遣要請の依頼について	F-49
自衛隊の撤収要請依頼について	F-50
災害概況速報	F-51
被害状況速報、中間調査報告、確定調査報告	F-52

緊急通行車両確認証明書・標章	F-53
車両使用書	F-54
救助用物資引継書	F-55
輸送記録簿	F-56
輸送明細書	F-57
第2章 災害防除	
救助実施記録日計表	F-58
救助の種目別物資受払状況	F-59
被災者救出状況記録簿	F-60
避難所設置及び収容状況	F-61
避難所収容者名簿	F-62
避難所用施設及び器物借用整理簿	F-63
第3章 都市機能の維持及び応急復旧	
学校施設の被害状況報告書	F-64
被災児童生徒数及び教職員数調	F-65
学校給食用物資被害状況報告書	F-66
児童生徒被災状況報告書	F-67
公立学校共済組合員被害状況報告書	F-68
災害防疫経費所要額調	F-69
被害状況報告書	F-72
防疫活動状況報告書	F-73
防疫業務完了報告書	F-74
廃棄物処理施設被害状況の報告について	F-75
災害廃棄物処理事業報告書	F-77
遺体捜索状況記録簿	F-78
遺体捜索用機械器具修繕簿	F-79
遺体処理台帳	F-80
遺体及び所持金引取書	F-81
死亡診断書（遺体検案書）	F-82
埋葬台帳	F-84
第4章 被災者対策	
医薬品等調達要請書	F-85
医療チーム出動編成表	F-86
医療チーム活動報告書	F-87
医療救護に要した経費請求書	F-88
医療チーム医薬品衛生材料使用記録	F-89
病院診療所医療実施状況	F-91
助産台帳	F-92
炊き出し給与状況	F-93
炊き出しの協力者、奉仕者名簿	F-94
飲料水の供給簿	F-95
世帯構成員別被害状況報告書	F-96
物資の給与状況	F-97
被災児童生徒名簿	F-98
被災教科書報告書	F-99
学用品引継書	F-100

学用品の給与状況	F-101
義援金品拋出者名簿	F-102
義援金品引継書	F-103
義援金品受領書	F-104
現金出納簿	F-105
義援金品受払簿	F-106
罹災者台帳	F-107
被害状況調査表	F-109
救助用物資割当台帳	F-110
川辺町被災者生活・住宅再建支援金支給申請書	F-111
川辺町被災者生活・住宅再建支援金支給状況報告書	F-113
罹災証明書	F-114
罹災証明又は被災証明交付申請書兼被災証明書	F-115
罹災者旅行証明書	F-116
災害救助法による扶助金支給申請書	F-117
実費弁償請求書	F-118
障害物除去該当世帯調	F-119
障害物除去記録簿	F-120
住宅応急修理該当世帯調	F-122
住宅応急修理記録簿	F-123
住宅総合災害対策報告書	F-124
応急仮設住宅入居者台帳	F-126
入居宣誓書	F-127
応急仮設住宅入居該当世帯調	F-128

1. 災害警戒本部・災害対策本部の本部長及び各級責任者及び参集基準

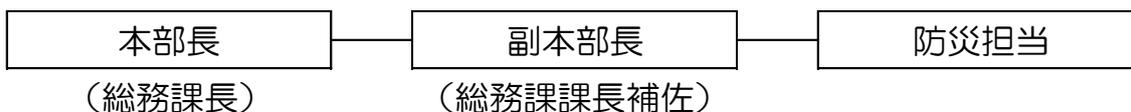
本部区分	災害警戒本部		災害対策本部		代行順位等						
配備	第1次配備	第2次配備	第3次配備								
体制	準備	警戒	非常								
本部長	総務課長		総務課長		町長	①参事 ②教育長 ③総務課長					
副本部長	総務課課長補佐 (防災担当)		総務課課長補佐 (防災担当)		教育長・参事	※本部長の代行 順位を引き継ぐ					
消防本部長	<table border="1"> <tr> <td>時間内</td> <td>・防災担当</td> </tr> <tr> <td>時間外</td> <td>・防災担当</td> </tr> </table>		時間内	・防災担当	時間外	・防災担当	消防団副団長		川辺出張所所長 消防団団長	川辺出張所副所長 消防団副団長	
時間内			・防災担当								
時間外	・防災担当										
職員			<table border="1"> <tr> <td>時間内</td> <td>・防災担当 ・全課長（対策監含む）</td> </tr> <tr> <td>時間外</td> <td>・防災担当 ・警報当番 ※本部長の判断により課長、 課長補佐の招集もあり得る</td> </tr> </table>		時間内	・防災担当 ・全課長（対策監含む）	時間外	・防災担当 ・警報当番 ※本部長の判断により課長、 課長補佐の招集もあり得る	全職員		
時間内	・防災担当 ・全課長（対策監含む）										
時間外	・防災担当 ・警報当番 ※本部長の判断により課長、 課長補佐の招集もあり得る										
消防団					全消防団員						
参集基準	風水害	・警戒レベル2相当が発表された場合	・警戒レベル3相当が発表された場合 ・本部長が必要と認めた場合	・警戒レベル4相当が発表された場合 ・本部長が必要と認めた場合	・警戒レベル2とは 洪水注意報 大雨注意報 等 ・警戒レベル3とは 大雨警報 洪水警報 氾濫注意情報 等 ・警戒レベル4とは 氾濫危険情報 土砂災害警戒情報 等 ・警戒レベル5とは 氾濫発生情報 大雨特別警報 等						
	地震	・震度4の地震が発生した場合 町長が必要と認めた時	・震度4の地震が発生した場合 町長が必要と認めた時	・震度5弱以上の地震が発生した場合 ・町長が必要と認めた時							
	原子力	・県内で原災法第10条に該当しないが、原子力に係る事故が発生した場合	・県内で原災法第10条に該当する事故が発生した場合 ・町長が必要と認めた場合	・県内で原災法第15条に該当する事故が発生した場合 ・県の一部が原災法第15条に規定される原子力緊急事態の応急対策実施区域となった場合 ・町長が必要と認めた場合							
	突発事故等	・町長が必要と認めた場合	・町長が必要と認めた場合	・町内で航空機事故、高速道路多重事故、鉄道事故、大規模建物火災、大規模林野火災、集団救急事案が発生した場合							

資料集
はじめに

※ 本部体制と配備体制については、町長が状況・被害確認して、必要に応じて弾力的な運用をすることができる。(例：災害対策本部 第1次配備)

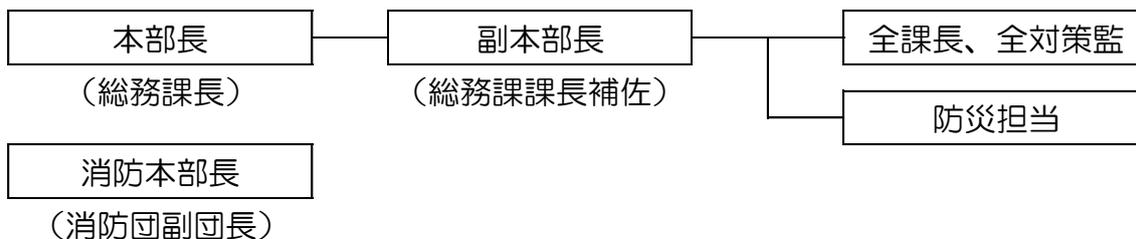
2. 組織図

(1) 第1次配備の組織図

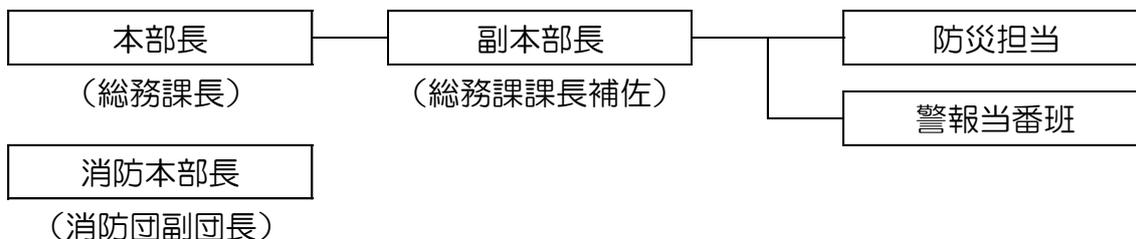


(2) 第2次配備の組織図

勤務時間内配備体制



勤務時間外配備体制



※ 勤務時間 : 開庁日のAM8:30~PM5:15

※ 勤務時間外 : 閉庁日及び開庁日のPM5:15~AM8:30

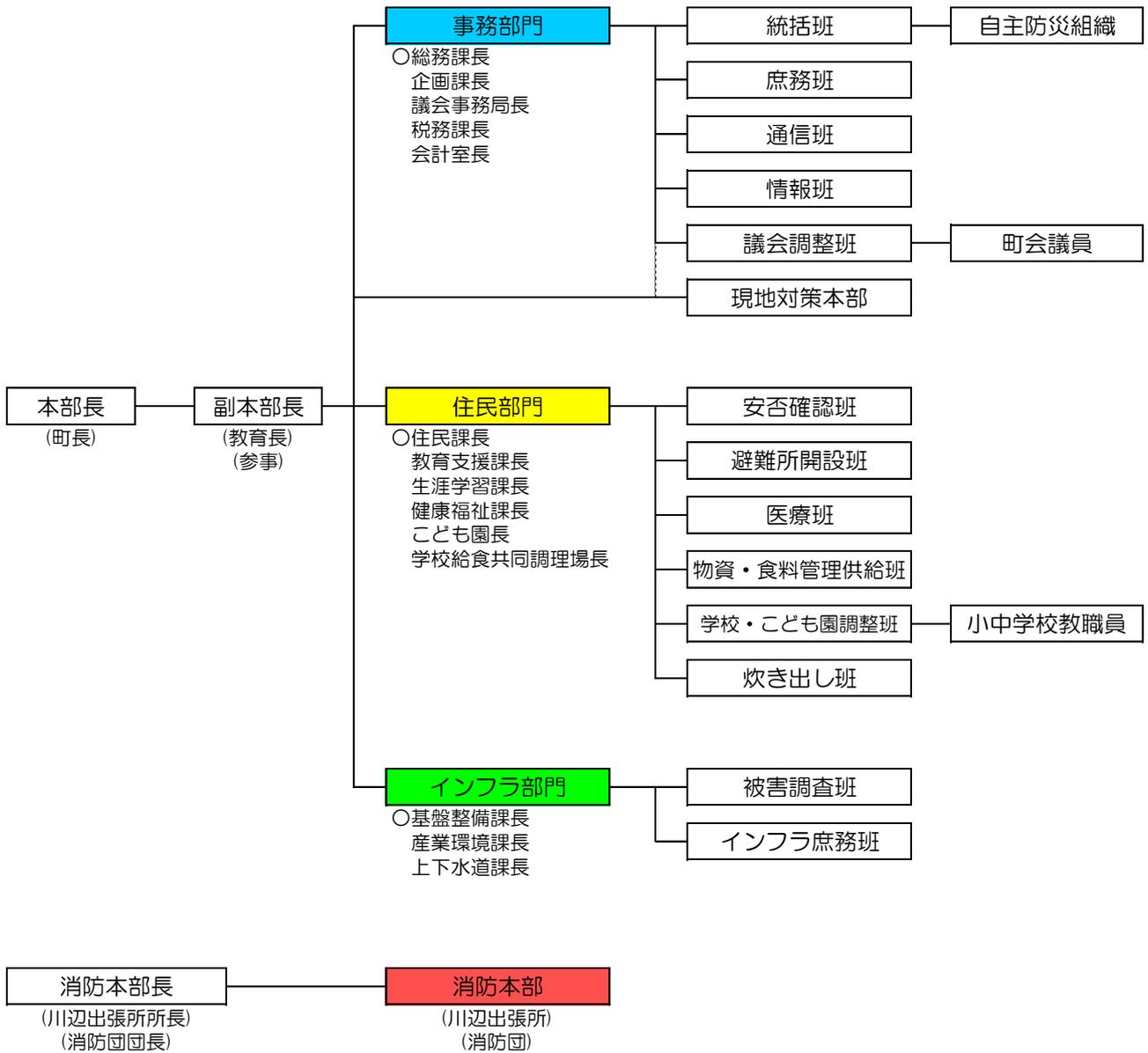
※ 警報当番は、下記の構成により

警報当番班

班 長	班 員
課長補佐級職員	その他職員

※総務課、基盤整備課、上下水道課の課長補佐は除く。

(3) 第3次配備の組織図

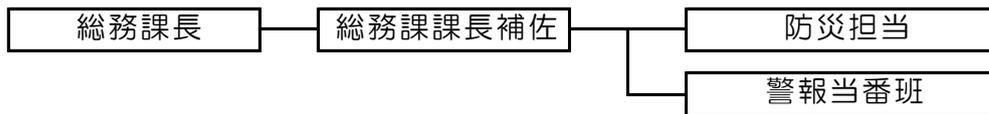


資料集
はじめに

※ 現地対策班は必要に応じて本部長の判断で設置する。

※ 「○」は部門長とする。

(4) 緊急初動体制



※ 消防団本部は、地震等の突発的災害時には緊急初動体制を確保する。

(5) 組織体制・所属部門等一覧

事務部門	統括班	総務課	防災担当 行政担当
	庶務班	総務課	財政担当
		会計室	会計室
	通信班	企画課	企画担当
	情報班	税務課	税務担当
議会事務局		議会事務局	
議会調整班	議会事務局	◎議会事務局	
住民部門	安否確認班	健康福祉課	福祉担当
		生涯学習課	生涯学習担当
	避難所開設班	住民課	窓口・保険担当
		こども園	こども園
	医療班	健康福祉課	保健担当
	物資・食料管理供給班	生涯学習課	◎生涯学習担当
	学校・こども園調整班	教育支援課	◎教育総務担当
こども園		◎こども園	
炊き出し班	給食センター	給食センター	
インフラ部門	被害調査班	基盤整備課	建設担当
		上下水道課	上下水道工務担当
		産業環境課	農林商工担当 環境担当
インフラ庶務班	基盤整備課 上下水道課	管理・庶務担当	

総務課
企画課
議会事務局
税務課
会計室

資料集
はじめに

住民課
教育支援課
生涯学習課
健康福祉課
こども園
学校給食共同調理場

基盤整備課
産業環境課
上下水道課

※「◎」は兼務担当において、主たる所属部門等を示す。

【参考】南海トラフ地震の関連情報

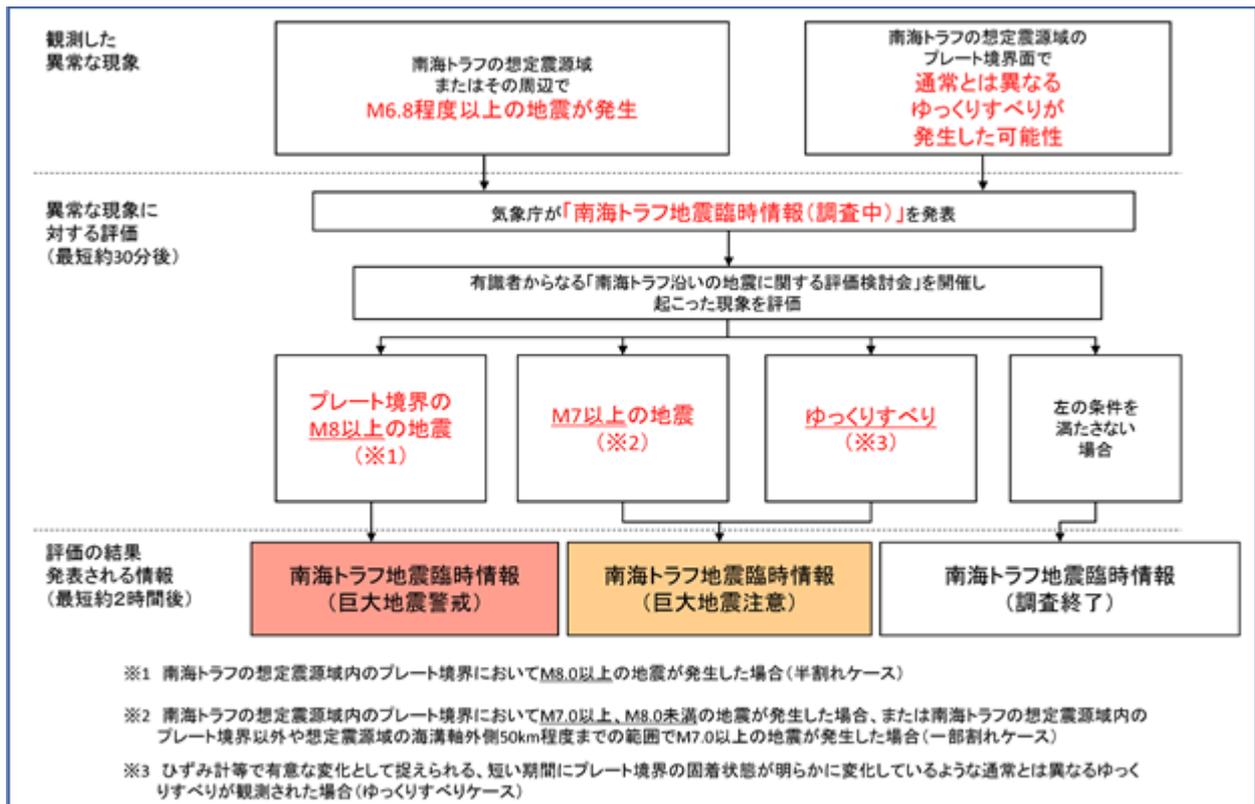
<発表条件>

南海トラフ地震 臨時情報

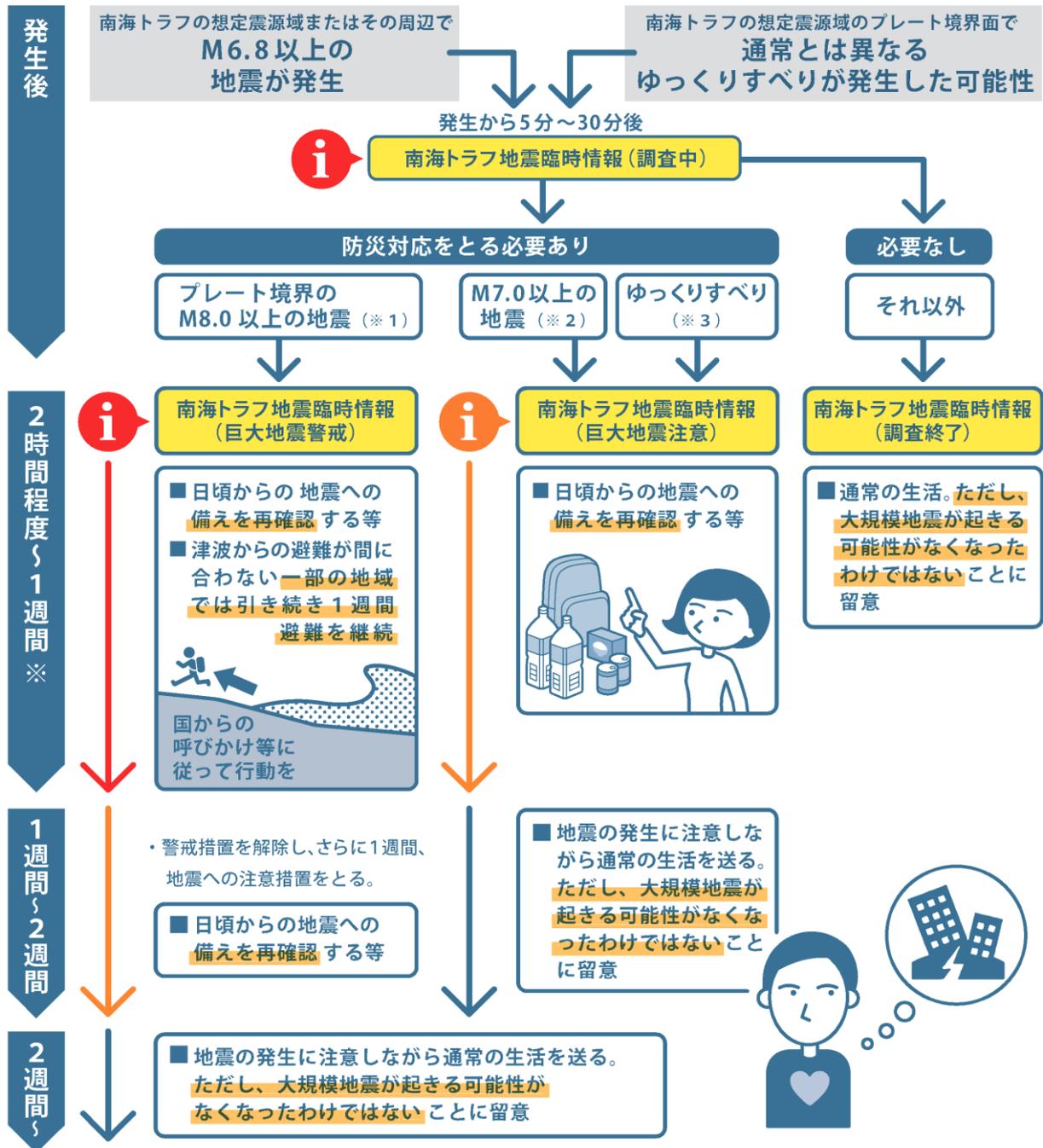
キーワード	調査中	<ul style="list-style-type: none"> ■ 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ■ 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
	巨大地震警戒	<ul style="list-style-type: none"> ■ 観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ■ 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において M8.0 以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> ■ 南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上、M8.0 未満の地震が発生したと評価した場合 ■ 想定震源域のプレート境界以外や、想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震が発生したと評価した場合 ■ ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合
	調査終了	<ul style="list-style-type: none"> ■ 巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

資料集
はじめに

<異常な現象を観測した場合の情報発表までの流れ>



地震発生後の防災対応の流れ



資料集
はじめに

気象庁が発表する「東海地震に関する情報」

情報名	主な防災対応等
<p>東海地震 予知情報</p> <p>東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合に発表される情報</p> <p>(カラーレベル 赤)</p>	<p>「警戒宣言」に伴って発表</p>  <ul style="list-style-type: none"> ●警戒宣言が発せられると <ul style="list-style-type: none"> ○地震災害警戒本部が設置されます ○津波や崖崩れの危険地域からの住民避難や交通規制の実施、百貨店等の営業中止などの対策が実施されます <p>住民の方は、テレビ・ラジオ等の情報に注意し、東海地震の発生に十分警戒して、「警戒宣言」および自治体等の防災計画に従って行動して下さい</p>
<p>東海地震 注意情報</p> <p>観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報</p> <p>(カラーレベル 黄)</p>	<p>東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表</p> <ul style="list-style-type: none"> ●東海地震に対処するため、以下のような防災の「準備行動」がとられます <ul style="list-style-type: none"> ○必要に応じ、児童・生徒の帰宅等の安全確保対策が行われます ○救助部隊、救急部隊、消火部隊、医療関係者等の派遣準備が行われます  <p>住民の方は、テレビ・ラジオ等の情報に注意し、政府や自治体などからの呼びかけや、自治体等の防災計画に従って行動して下さい</p>
<p>東海地震 に関する 調査情報</p> <p>東海地震に関連する現象について調査が行われた場合に発表される情報</p> <p>(カラーレベル 青)</p>	<p>臨時</p> <p>観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況を発表</p> <ul style="list-style-type: none"> ●防災対応は特にありません ●国や自治体等では情報収集連絡体制がとられます <p>住民の方は、テレビ・ラジオ等の最新の情報に注意して、平常通りお過ごしください</p> <p>定例</p> <p>毎月の定例の判定会で評価した調査結果を発表</p> <ul style="list-style-type: none"> ●防災対応は特にありません <p>日頃から、東海地震への備えをしておくことが大切です</p>

各情報発表後、東海地震発生のおそれなくなったと判断された場合は、その旨が各情報で発表されます

種類	内容等	地震防災強化地域 における防災対応
東海地震 予知情報 カラーレベル 赤	第3次配備・非常 <input type="checkbox"/> 東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に発表 <input type="checkbox"/> 東海地震発生のおそれなくなったと認められた場合には、本情報解除が発表	<input type="checkbox"/> 地震災害警戒本部設置 <input type="checkbox"/> 警戒宣言伝達 <input type="checkbox"/> 地震防災応急対策実施 <input type="checkbox"/> 避難対象地区ではあらかじめ指定される避難地に避難 <input type="checkbox"/> 公共交通機関運行中止 <input type="checkbox"/> 避難路、緊急輸送路では走行を禁止または制限
東海地震 注意情報 カラーレベル 黄	第1次配備・警戒 <input type="checkbox"/> 東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表 <input type="checkbox"/> 「判定会」の開催については、この情報の中で伝達 <input type="checkbox"/> 東海地震発生のおそれなくなったと認められた場合には、本情報解除が発表	<input type="checkbox"/> 地震災害警戒本部準備室設置 <input type="checkbox"/> 防災準備行動実施 <input type="checkbox"/> 広域応援の準備 <input type="checkbox"/> 生徒・従業員の帰宅 <input type="checkbox"/> 町民への広報
東海地震に 関連する 調査情報 カラーレベル 青	臨時 <input type="checkbox"/> 東海地震の観測データに異常が現れているが、東海地震の前兆現象の可能性について直ちに評価できない場合等に発表 <input type="checkbox"/> 本情報が発表された後、東海地震発生のおそれなくなったと認められた場合や地震現象について東海地震の前兆現象とは直接関係ないと判断した場合は、この情報の中で、安心情報である旨明記して発表	<input type="checkbox"/> 情報収集連絡体制
定例	<input type="checkbox"/> 毎月の定例の判定会で評価した調査結果を発表	

【参考】 気象等に関する防災情報

＜段階的に発表される防災気象情報と対応する行動＞

＜避難情報等＞

警戒レベル	避難行動等	避難情報等
警戒レベル5	既に災害が発生している状況です。 命を守るための最善の行動 をとりましょう。	災害発生情報 ^{※2} <small>※2 災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令（市町村が発令）</small>
警戒レベル4 全員避難	速やかに避難先へ避難しましょう。 公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内より安全な場所に避難しましょう。	避難勧告 ^{※3} 避難指示(緊急) <small>※3 地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令（市町村が発令）</small>
警戒レベル3 高齢者等は避難	避難に時間を要する人（ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等）とその支援者は避難をしましょう。その他の人は、避難の準備を整えましょう。	避難準備・高齢者等避難開始 （市町村が発令）
警戒レベル2	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの 避難行動を確認 しましょう。	洪水注意報 大雨注意報等 （気象庁が発表）
警戒レベル1	災害への心構えを高めましょう。	早期注意情報 （気象庁が発表）

※1 各種の情報は、警戒レベル1～5の順番で発表されるとは限りません。状況が急変することもあります。

＜防災気象情報＞

【警戒レベル相当情報(例)】
警戒レベル5相当情報 氾濫発生情報 大雨特別警報 等
警戒レベル4相当情報 氾濫危険情報 土砂災害警戒情報 等
警戒レベル3相当情報 氾濫警戒情報 洪水警報 等
これらは、住民が自主的に避難行動をとるために参考とする情報です。

（国土交通省、気象庁、都道府県が発表）

資料集
はじめに

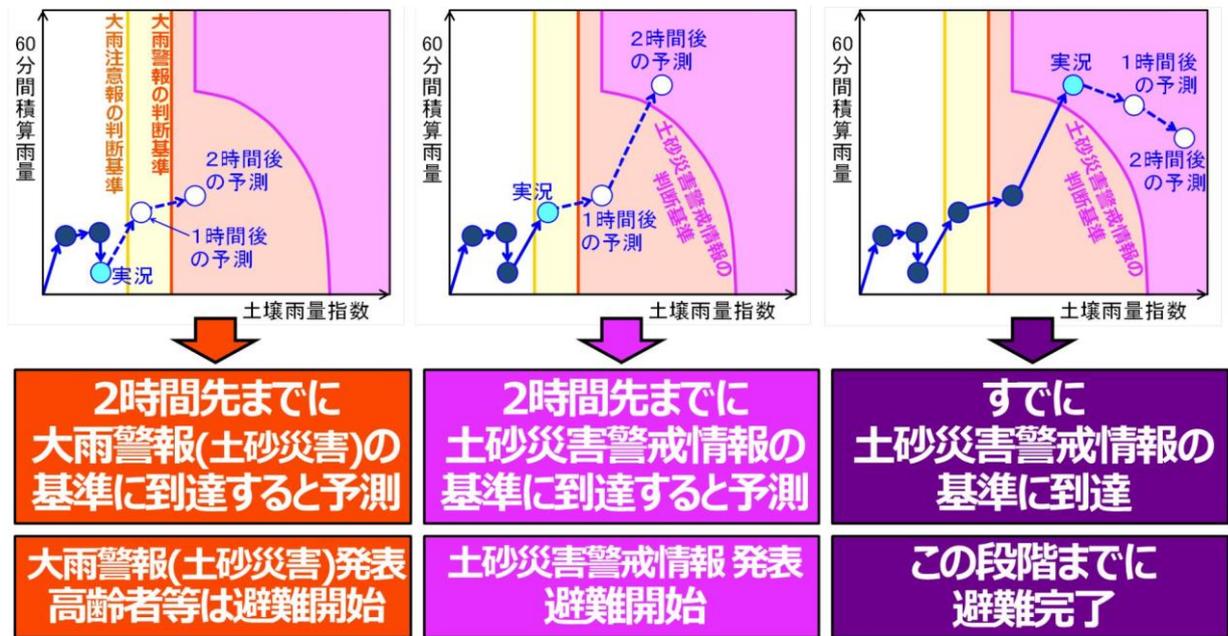
<土砂災害危険度情報における危険度レベル>

■危険度カラー区分とそれに伴う行動例

色が持つ意味	住民等の行動の例※1	内閣府のガイドラインで発令の目安とされる避難情報	相当する警戒レベル※2
極めて危険 すでに土砂災害警戒情報の基準に到達	過去の重大な土砂災害発生時に匹敵する 極めて危険 な状況。命に危険が及ぶ土砂災害が すでに発生 していてもおかしくない。 この状況になる前に 土砂災害危険箇所や土砂災害警戒区域の外の少しでも安全な場所への 避難を完了しておく必要がある 。	避難指示(緊急)	4 相当
非常に危険 2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想	命に危険が及ぶ土砂災害がいつ発生してもおかしくない 非常に危険 な状況。 速やかに 土砂災害危険箇所や土砂災害警戒区域の外の少しでも安全な場所への 避難を開始する 。	避難勧告	3 相当
警戒 (警戒級) 2時間先までに警戒基準に到達すると予想	避難の準備が整い次第 、土砂災害危険箇所や土砂災害警戒区域等の外の少しでも安全な場所への 避難を開始 。 高齢者等は速やかに避難を開始する 。	避難準備・高齢者等避難開始	2 相当
注意 (注意報級) 2時間先までに注意報基準に到達すると予想	ハザードマップ等により避難行動を確認する。今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に注意する。特に、危険度分布をこまめに確認する。	—	—
今後の情報等に留意	今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する。	—	—

資料集
はじめに

■大雨警報（土砂災害）の危険度分布の判定の仕組み



3. 災害警戒本部・災害対策本部の事務分掌

※担当長とは担当業務に属する職員の上席者をいう。

事務部門	対応	対応	担当別事務分掌
班	24	24	24
[統括班]	統括業務		
防災担当	即	災害関連情報の収集・整理・伝達	
(班長)	即	本部長の命令、指示事項等の伝達	
防災担当長	即	災害警戒本部(配備Lv2)の設置(風水害)(地震)(原子力等)	
(班員)	即	避難区域の設定、避難準備・高齢者等避難開始の発令、解除	
防災担当	即	災害対策本部(配備Lv3)、全職員の招集	
	24	ライフライン・交通規制等情報の総括と分析	
	24	各部門・班の対策実施状況の把握、各部門・部門間の調整、に関する担当部門・班の決定	
	24	隣接市町村との相互協力・応援	
	24	民間協力団体等への協力要請	
	24	部門長会議・本部員会議の開催及び本部長室・事務部門の運用	
	24	国・自衛隊・県への報告・要請	
	24	現地対策本部の設置(風水害)(地震)(原子力等)	
	24	避難区域の設定、避難勧告・指示(緊急)の発令、解除	
	24	ヘリコプターの派遣要請	
	72	災害応急対策全般の調整	
	72	県本部・必要に応じて国へ報告	
	72	職員の動員・配置に関する調整	
	—	職員の活動ローテーション計画、配置調整	
	※	激甚災害指定の手続きの実施	
	※	災害救助法適用の申請、激甚災害指定の申請	
	※	災害警戒本部・災害対策本部・現地災害対策本部の閉鎖の要	
	※	自衛隊の撤収要請	
	※	総合的な復旧・復興計画の立案・調整	
	行方不明者業務		
	24	行方不明者の情報収集	
	24	行方不明者捜索依頼届の受付、名簿作製	
	72	行方不明者名簿の公開	
	72	警察署・自衛隊と協力し行方不明者の捜索	
行政担当	秘書・職員管理業務		
(班長)	24	職員本人の安否確認、職員の参集状況の把握(風水害)(地震)	
行政担当長	24	公用車の管理・燃料確保	
(班員)	24	車両他輸送手段の確保・配車計画・緊急輸送の実施	
行政担当	24	災害関係文書・様式の印刷	
	72	災害見舞者・災害視察者・その他関係者との連絡調整	
	72	職員家族の安否確認、職員家屋の被害状況確認	
	—	給与、福利厚生等の管理	
	—	通常業務の再開状況の把握、再開計画	
	—	災害犠牲者の合同慰霊行事	

資料集
はじめに

事務部門

対応 即：即時に開始すべき最優先事務
 24：24時間以内に開始すべき優先事務
 72：72時間以内に開始すべき事務

－：一週間以内に開始すべき事務
 ※：状況に応じて開始すべき事務

班	対応	担当別事務分掌
[庶務班] 財政担当 会計室 (班長) 財政担当長 会計室長 (班員) 財政担当 (班員) 会計室	共通業務	
	※	災害弔慰金・被災者生活再建支援金・災害援護資金貸付及び災害救助法関係事務
	事務管理業務	
	24	鉄道施設に関する情報収集・整理
	24	本庁舎の被害状況の把握、復旧対応
	24	非常用電源装置の作動状況確認、燃料確保
	24	防災無線の保守
	24	所管防災行政無線局の使用可能状況を確認
	24	警戒・応急対策用資機材・車両の調達・確保
	72	被害状況・対策実施状況の記録
	72	公有財産・所轄施設の被害状況の把握
	72	補正予算の検討、スケジュールの報告
	－	災害時総合相談窓口の開設・運営
	－	補正予算の取りまとめ
	－	自衛隊・自治体応援職員等の受入、必要物資調達、宿泊所運営
	※	臨時ヘリポート開設の計画・調整
	職員用 物資・食糧管理業務	
	24	職員用 災害に関する経費精算文書の送付
	24	職員用 物資・食糧の調達に伴う一括調達品目リスト、業者名簿の作成
	24	職員用 物資・食糧供給先、供給品目リストの作成
	24	業者の在庫確認
	24	協定先からの食料・燃料の調達
	72	義援金の受け入れ、領収書の発行
	72	義援金の保管、受け払い簿の作成
	72	義援金の配分方法、実施スケジュールの広報、配分
	－	災害関係費の収支関係書類審査、支払、決算処理
	[通信班] 企画担当 (班長) 企画担当長 (班員) 企画担当	広報業務
即		住民への情報提供(広報)
24		防災無線の運用
24		報道機関との連絡調整
24		緊急町長声明発表及び町長記者会見
24		災害情報の発信及び災害記録
24		町ホームページの管理・運営・多言語によるインターネットなどを通じた情報発信
72		災害広報活動計画の立案、連絡調整、広報活動実行
電算業務		
即		システム障害発生状況の把握、復旧手配
24		情報収集体制の整備
24		ブロードバンド施設の被害状況の確認、修繕手配
72		被災者支援システムのデータ入力等のサポート
－		電子計算機業務の総括管理・安定化

資料集
はじめに

事務部門	対応	
	即：即時に開始すべき最優先事務 24：24時間以内に開始すべき優先事務 72：72時間以内に開始すべき事務	一：一週間以内に開始すべき事務 ※：状況に応じて開始すべき事務
班	対応	担当別事務分掌
【情報班】 税務担当 (班長) 税務担当 (班員) 税務担当	共通業務	
	即	総合窓口電話対応
	24	電話内容等記録、統括班及び担当班への伝達
	—	被災者等への税の納期限延長、減免等の対応
	り災調査業務	
	24	被害状況の情報収集
【議会調整班】 議会事務局 (班長) 議会事務局長 (班員) 議会事務局員	議会事務業務	
	24	総合窓口電話対応
	24	町議会との連絡・調整
	24	議会災害対策本部の設置・運営支援
	—	女性専用の災害相談窓口の開設
	—	避難所開設の自治組織との連絡調整

資料集
はじめに

住民部門		対応 即：即時に開始すべき最優先事務 24：24時間以内に開始すべき優先事務 72：72時間以内に開始すべき事務	一：一週間以内に開始すべき事務 ※：状況に応じて開始すべき事務
班	対応	担当別事務分掌	
[安否確認班]		安否確認業務	
福祉担当	即	避難行動要支援者の避難、安否確認	
(班長)	即	高齢者・障がい者施設の被害状況の確認、応急対策	
福祉担当長	24	社会福祉協議会、日赤との連絡調整	
(班員)	72	避難行動要支援者の避難状況の把握	
福祉担当	72	避難行動要支援者の支援	
	72	住民の安否情報の収集整理	
	72	福祉避難所の開設・運営・避難者の名簿作成	
	72	福祉避難所の総括	
	72	避難行動要支援者身元不明者の確認・照会	
	72	福祉施設の復旧見通しの把握	
	72	在宅高齢者サービス提供業者の復旧状況の確認	
	72	ボランティアの受入支援	
	—	ボランティアセンターの活動拠点、資材等の提供支援	
	—	避難行動要支援者の相談	
	—	寝たきり・要介護度の高い高齢者のケア	
	—	介護サービス提供可能な事業者の情報提供、相談受付	
生涯学習担当		共通業務	
(班長)	24	避難行動要支援者の避難、安否確認、支援 (各担当業務が発生するまで、終了してからの業務)	
生涯学習担当長	72	避難行動要支援者の避難状況の把握 (各担当業務が発生するまで、終了してからの業務)	
(班員)		社会教育施設業務	
生涯学習担当	即	所管施設利用者の安全確保	
	即	所管施設の被災状況の確認、応急対策	
	—	指定文化財施設・所管施設の被害状況の確認	
[避難所開設班]		共通業務	
窓口・保険担当	24	国保・後期高齢・介護・国民年金等関連システム稼働状況の確認	
(班長)	24	避難行動要支援者の避難、安否確認、支援 (各担当業務が発生するまで、終了してからの業務)	
窓口・保険担当長	72	死亡届等受付・埋火葬に伴う事務への協力体制整備	
(班員)	—	戸籍・住民等各種届出の受理・証明書の交付事務	
窓口・保険担当		避難所開設・運営業務	
	即	避難所の設備・機能調査	
	即	避難所開設・運営、避難者名簿の作成	
	24	避難者等より、安否情報や罹災者情報の収集	
	24	帰宅困難者の避難・救援、安否確認	
	72	避難所における通信手段の確保	
	72	避難行動要支援者の把握	
	72	福祉避難所及び病院等への移送支援	
	72	避難所の縮小・閉鎖の検討	
	—	避難所開設の自治組織との連絡調整	
		各種保険業務	
	72	国保証等の再交付	
	—	国保税等の納期限延長、減免等の処理	
	—	医療費の相談、療養費・葬祭費支給処理	
		年金業務	
	24	各事務所・施設等の設備・機能調査	
	24	遺体の収容及び遺体安置所・代替火葬場の確保	
	24	葬祭業者に死体搬送・葬祭用品の調達依頼	
	72	遺体の埋火葬の実施、災害死体送付票の作成・送付	
	—	年金納付・受給相談	
	—	国民年金保険料の申請免除、年金証書の再発行	

住民部門		対応 即：即時に開始すべき最優先事務 24：24時間以内に開始すべき優先事務 72：72時間以内に開始すべき事務	一：一週間以内に開始すべき事務 ※：状況に応じて開始すべき事務
班	対応	担当別事務分掌	
【医療班】 保健担当 (班長) 保健担当 (班員) 保健担当	救護所・病院業務		
	即	地域診療所の被害状況及び受け入れの確認	
	24	拠点救護所の設置・管理	
	24	拠点救護所支援及び診療所開設準備	
	72	救急用品・薬品等の調達	
	72	災害拠点病院・医師会等医療関係団体との連絡調整	
	72	災害拠点病院との連携による診療	
	72	感染症の予防へ協力する	
	72	第二次搬送収容医療機関の確保	
	72	警察・医師会へ遺体の検視・検案への協力要請	
	72	防疫用薬剤・資機材の必要数量を把握し調達	
	—	医療ボランティアの受け入れ	
	—	被災者及び避難者の健康相談	
	食品衛生業務		
	24	食品の衛生監視	
【物資・食料管理供給班】 生涯学習担当 (班長) 生涯学習担当 (班員) 生涯学習担当	物資・食糧管理業務		
	24	調達が必要な物資・食糧の調達に伴う一括調達品目リスト、業者名簿の作成	
	24	業者の在庫確認	
	24	物資・食糧の発注	
	24	物資・食糧供給先、供給品目リストの作成	
	物資・食糧供給業務		
	24	所管施設利用者の安全確保（開館中）	
	24	所管施設の被害状況の確認、応急対策（開館中）	
	24	調達が必要な物資・食糧の供給	
	72	所管施設の危険箇所の表示、安全対策	
—	所管施設の修繕手配		
【学校・こども園調整班】 教育総務担当 (班長) 教育総務担当 (班員) 教育総務担当 子育て担当	学校総務業務		
	即	各学校職員・児童・生徒の安否確認、安全確保	
	即	県教育委員会との連絡調整	
	即	子育て支援センターの被害状況の確認、応急対応	
	—	小・中学校の再開準備	
	—	罹災児童生徒に対する学用品、教科書の支給	
	—	諸物資器具の調達、配分	
	学校施設業務		
	即	学校施設・設備の被害状況の確認、応急対策	
	即	休校措置及び保護者等への連絡	
—	避難所における応急教育・心のケア・健康管理等児童・生徒向け救援対策		
—	学校再開・応急教育の検討、準備		

資料集
はじめに

住民部門

対応 即：即時に開始すべき最優先事務
 24：24時間以内に開始すべき優先事務
 72：72時間以内に開始すべき事務

一：一週間以内に開始すべき事務
 ※：状況に応じて開始すべき事務

班	対応	担当別事務分掌	
こども園 (班長) こども園園長 (班員) こども園職員		乳幼児・こども園児業務	
	即	来園者の安全確保、避難誘導	
	72	福祉避難所の開設・運営・避難者の名簿作成	
	—	避難者の心のケア	
	—	災害時における応急保育の実施、こども園の再開検討	
	—	保育料の減免等の相談	
		避難所開設・運営業務	
	24	避難所開設・運営、避難者名簿の作成	
	72	避難所における通信手段の確保	
	72	避難行動要支援者の把握	
	72	福祉避難所及び病院等への移送支援	
	72	避難所の縮小・閉鎖の検討	
	【炊き出し班】 給食センター (班長) 場長 (班員) 給食センター担当		炊き出し業務
		※	避難者数等の情報から食品を調達
※		炊き出しのための施設・設備等の確認・点検	
※		炊き出し班は病院・福祉施設等の要請に基づき緊急食品を供給	
※		炊き出し用機材・熱源・人員の確保	
※		輸送手段の確保	
	※	学校給食用の食材の確保（学校再開時）	

資料集
はじめに

インフラ部門		対応	担当別事務分掌
		即：即時に開始すべき最優先事務 24：24時間以内に開始すべき優先事務 72：72時間以内に開始すべき事務	一：一週間以内に開始すべき事務 ※：状況に応じて開始すべき事務
班	対応	担当別事務分掌	
[被害調査班] 建設担当 (班長) 建設担当長 (班員) 建設担当	土木施設業務		
	即	交通支障箇所に関する情報収集	
	即	土砂災害の状況を調査し、安全対策を実施	
	即	交通管制の実施、交通安全の確保	
	即	国道・県道・町道の被害状況の確認、ルート確保、通行止め措置	
	即	緊急輸送路（迂回ルート）の点検、被災箇所の把握	
	24	災害時の交通規制実施の協力	
	24	災害時協定締結済み土木関係企業との連絡・調整	
	24	消防水利のための用水確保の協力	
	24	農業用水施設の点検、被害状況の確認、応急復旧対策	
	24	孤立地区の解消に向けた仮設道路の検討、工事	
	72	危険箇所の通行止め等交通規制区域を指定	
	一	農業用水の通水確保	
	一	広域応援受入の搬入・搬出ルートの選定	
	一	町道の復旧	
上下水道工務担当	上水道施設業務		
即	上水道施設の点検、被害・断水状況の確認、応急復旧対策		
24	水道指定店等関係機関への協力要請		
24	水質調査を実施		
72	水道協会への応援要請		
72	復旧計画の立案		
応急給水業務			
24	断水地域に関する情報を収集・整理し、応急給水計画を作成		
24	応急処置で対応できる箇所を選定、応急対応		
24	病院等防災拠点施設・町民への応急給水		
72	復旧計画の立案		
下水道施設業務			
即	下水道施設等の被害状況の確認、応急復旧対策		
24	下水道又は浄化槽の排水経路等を踏まえた、マンホール式トイレの設置、撤去・縮小		
24	下水破損状況等の確認		
72	業者への情報提供、対策指示		
72	下水道施設等を活用したし尿処理対策		
72	復旧計画の立案		

資料集
はじめに

インフラ部門

対応 即：即時に開始すべき最優先事務
 24：24時間以内に開始すべき優先事務
 72：72時間以内に開始すべき事務
 ー：一週間以内に開始すべき事務
 ※：状況に応じて開始すべき事務

班	対応	担当別事務分掌	
[被害調査班] 農林商工担当 (班長) 農林商工担当長 (班員) 農林商工担当	農業関連業務		
	即	ため池等農業施設の被害状況の確認、安全確保	
	ー	農産物・畜産物の被害状況に関する情報収集・整理	
	※	農作物の病害虫対策	
	※	農産物の除毒・防除等の実施	
	※	農業の復興支援	
	林業関連業務		
	24	山崩れ等の情報収集、応急措置、林道通行止め措置	
	24	建築資材等その他災害復旧用資材の確保・調達に関する協力	
	72	治山、林業施設の被災状況の確認	
	72	林道の通行止め等の解除、災害復旧対策の検討	
	※	林産物の病害虫対策	
	※	林業の災害応急・復興支援	
	※	林産物の除毒・防除等作業の実施を要請	
	商工関連業務		
	24	商業施設・工業施設の被害状況の確認、安全確保の手配	
	72	商業・工業団体からの支援物資供給体制などの構築	
	ー	所管施設の応急措置の手配	
	ー	商業施設・工業施設の被害状況の取りまとめ	
	ー	商工業関係の復興支援を実施	
	※	離職者の状況を調査	
	※	離職者の状況をハローワーク等に報告	
	※	災害時における各種貸付	
	※	商工業関係者に、公的金融制度・特別措置を周知	
	環境担当 (班長) 環境担当長 (班員) 環境担当	環境業務	
		24	有害物質取扱事業所等の被害状況の情報収集
		24	有害物質の漏えい状況等の確認
24		統括班から放射性物質・原子力災害等の情報収集	
24		放射線モニタリングの実施及び計測結果の整理	
72		有害物質取扱事業所への除去・規制・周辺地域住民への周知の要請	
72		環境汚染に関する広報を発信	
72		愛玩動物対策	
72		避難所の消毒指示	
72		避難所の衛生指導・管理	
※		被害が集中的で著しい地区において、ねずみ・昆虫等を駆除	
廃棄物業務			
24		下水道又は浄化槽の排水経路等を踏まえた、トイレ使用可能状況等の確認	
24		し尿処理計画の作成、仮設トイレ数の把握	
24		仮設トイレの設置、撤去・縮小	
24		バキュームカーの確保、し尿の収集・処理依頼	
24		ごみ・がれきに関する情報収集	
24		緊急活動用道路上の堆積物の収集・搬出措置、有害ごみ発生箇所の把握と危険防止措置	
72		し尿処理方法等の広報の実施	
72		ごみ排出方法等の広報の実施	
72	ごみ・がれき等の収集・搬送依頼		
72	災害ごみ処理等環境・衛生対策に関する相談		

資料集
はじめに

インフラ部門		対応	担当別事務分掌
		対応 即：即時に開始すべき最優先事務 24：24時間以内に開始すべき優先事務 72：72時間以内に開始すべき事務	一：一週間以内に開始すべき事務 ※：状況に応じて開始すべき事務
班	対応	担当別事務分掌	
[インフラ庶務班] 管理・庶務担当	ライフライン関連業務		
	24	ライフラインの被害状況調査	
	24	電力・電話に関する情報収集、関係会社に応急復旧依頼	
	24	LPガス供給業者にガス施設の応急復旧を要請	
(班長) 管理・庶務担当	72	二次災害箇所の点検、確認	
(班員) 管理・庶務担当	インフラ庶務業務		
	24	町営住宅入居者の安否確認	
	72	町営住宅の被害状況の確認、情報を収集・整理	
	72	被害宅地、危険宅地等の被害状況の確認	
	※	被災建築物・被災宅地の応急危険判定を実施に関する取りまとめ	
	※	町営住宅の復旧・復興計画を作成する	
	※	災害復興にかかる都市計画に関する協力	
	建築物関係業務		
	72	危険建物・区域等の立ち入り禁止措置	
	72	建築物等の被害状況の確認、応急対策	
	72	仮設住宅設置用地の検討・確保	
	※	仮設住宅の建設・供給	
	※	被災者に住宅補修指導	
※	災害復興に係る都市計画		
一	被災者向け住宅供給計画の立案、調整		

資料集
はじめに

4. 防災機関の事務又は業務の大綱

(1) 町

機関名称	事務又は業務の大綱
町	1 町防災会議及び町災害対策本部に関すること 2 防災に関する組織の整備 3 防災都市づくり事業の推進 4 防災に関する施設及び設備の整備、点検 5 災害応急・復旧用資材及び物資の備蓄、整備 6 町域にある公共的団体及び住民の自主防災組織の育成、指導 7 防災知識の普及と防災に関する教育及び訓練の実施 8 防災に関する調査研究 9 災害に関する情報の収集、伝達及び被害の調査 10 町域にある住民等への避難準備情報、避難の勧告又は指示の伝達、誘導 11 町域にある住民等への災害時広報及び災害相談の実施 12 消防、水防その他の応急措置 13 被災者の救護、救助その他の保護 14 高齢者、障がい者、病弱者、妊産婦、乳幼児等特に配慮を要する者に対する防災上必要な援護措置 15 緊急道路及び緊急輸送の確保 16 災害時における清掃・防疫その他の保健衛生に関する措置 17 災害時における応急教育 18 管内の防災関係機関が実施する災害応急対策の調整 19 その他災害の防御と拡大防止のために必要な措置 20 被災者の生活確保 21 民生の安定及び社会経済活動の早期安定

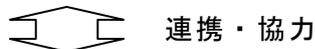
(2) 県

機関名称	事務又は業務の大綱
県	1 県防災会議に関する業務 2 防災に関する施設、組織の整備と訓練 3 災害による被害の調査報告と情報の収集等 4 災害の防除と拡大の防止 5 救助、防疫等罹災者の救助保護 6 災害復旧資材の確保と物価の安定 7 被災産業に対する融資等の対策 8 災害時における文教対策 9 被災県営施設の応急対策 10 災害時における公安の維持 11 災害対策要員の動員、雇上 12 災害時における交通、輸送の確保 13 災害時における防災行政無線通信の防護と統制 14 被災施設の復旧 15 町が処置する事務、事業の指導、指示、あっせん等

(3) その他

災害予防、災害警戒・対策及び災害復旧対策は、川辺町を中心として、以下に示す関係機関と連携・協力して実施します。

川辺町



消防機関	可茂消防事務組合、川辺町消防団
県の機関	可茂土木事務所、可茂県事務所、加茂警察署、可茂保健所、中濃建築事務所、可茂農林事務所
指定地方行政機関	東海財務局岐阜財務事務所、東海農政局岐阜農政事務所、気象庁（岐阜地方气象台）、中部地方整備局岐阜国道事務所、木曾川上流河川事務所
自衛隊	陸上自衛隊第35普通科連隊、航空自衛隊(岐阜基地、小牧基地)
指定公共機関	西日本電信電話(株)岐阜支店、NTTコミュニケーションズ(株)、(株)NTTドコモ東海、KDDI(株)、日本赤十字社岐阜県支部(川辺町分区)、中部電力パワーグリッド(株)加茂営業所、日本放送協会岐阜放送局、日本郵政グループ東海支社・川辺郵便局・川辺麻生郵便局、東海旅客鉄道株式会社（JR東海）美濃太田駅
指定地方公共機関	(社)岐阜県エルピーガス協会、日本水道協会岐阜県支部、岐阜県下水道協会
公共的団体等	加茂医師会、加茂歯科医師会、岐阜県薬剤師会加茂支部、岐阜県医薬品小売商業組合、めぐみの農業協同組合ひすい支店、加茂管工協同組合、可茂森林組合、川辺町社会福祉協議会、川辺町商工会、可茂衛生施設利用組合、可茂建設業協会、岐阜県建築工業会、中部ケーブルネットワーク(株)、FMらら

資料集
はじめに